

子供、女性、高齢者及び地域安全を守る企業・団体運動表彰要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子供、女性、高齢者及び地域安全を守る企業・団体（以下「安全安心企業・団体」という。）が実施する各種犯罪抑止活動について、特に優れていた取組を顕彰するにあたり必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この表彰は、安全安心企業・団体の社会貢献を住民へ周知するとともに、運動参加を促進し、地域の安全・安心なまちづくりに資することを目的とする。

(表彰の対象)

第3条 表彰の対象は、安全安心企業・団体として参加し、今後も継続的な取組が期待できる企業・団体等とする。

(推薦)

第4条 被表彰候補企業・団体等の推薦は、自薦又は他薦によるものとする。

2 被表彰企業・団体等を推薦しようとする者は、推薦書（別紙様式）を、敦賀警察署長に提出しなければならない。

(表彰の基準)

第5条 表彰の基準については、別表のとおりとする。

(被表彰企業・団体の決定)

第6条 被表彰企業・団体等を決定するため、表彰選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 被表彰企業・団体等は、推薦があった者の中から、委員会の選考を経て決定する。

3 委員会の構成は、敦賀警察署長、敦賀商工会議所安全安心まちづくり協議会長（敦賀商工会議所内）、敦賀警察署生活安全課長とする。

(表彰の取り消し)

第7条 被表彰企業・団体等が、表彰を受けるのにふさわしくない行為を行ったときは、当該表彰を取り消すことができる。

(表彰の方法)

第8条 表彰は、年1回行うものとする。

附則

この要綱は、平成29年11月17日から施行する。

別表

種 別	表 彰 の 基 準
優秀企業表彰	安全安心認定企業・団体の認定を受け、次年以降、取組が継続されて行われ、多大な成果が認められ、また、他企業・団体の模範となるような成果が認められた場合。
優良企業表彰	安全安心認定企業・団体の認定を受け、次年以降、取組が継続されて行われ、顕著な成果が認められた場合。
安全安心認定企業・団体の認定	1年間に取り組んだ活動が5ポイント(※)を満たしていれば、安全安心認定企業・団体として認定をする。

※活動毎にポイントが付与されているもので、様式裏面を参照のこと。